

知っておきたい 障がいに関する マーク

障がいがあることや障がいに配慮していることを示すマークにはさまざまなものがあります。



障がい者の国際
ためのシンボル
マーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマーク。
車いす利用者に限らず、すべての障がい者を対象としている。



ヘルプマーク

外見から配慮の必要性が分かりづらい方（義足の方、妊娠初期の方など）が周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク。
平成29年7月20日にJIS（案内用図記号）へ追加され、外国人観光客にもより分かりやすいものとして今以上に活用されていく。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の周知・啓発のためのマーク。
公的施設や交通機関はもちろん、民間施設も補助犬が同伴するのを受け入れる義務がある。

どのマークも周りにいる方がその意味を知っていることが大切です。マークを着けている方を見かけた際には、電車・バスなら席をゆずる、困っているようなら声をかけるなど、思いやりのある行動を心がけたいものです。

他にはこんなマークもあります。あなたはいくつ知っていますか。



■問合せ先

障がい者基幹相談支援センター

☎ 055(262)1274
FAX 055(262)1276